

健康保険法に基づいて掲示が義務づけられている手術について
六甲病院では以下の実績があります。

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

区 分	手 術 名	件 数
区分1に分類される手術	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ 黄斑下手術等	0
	ウ 鼓室形成手術等	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	0
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
区分2に分類される手術	ア 靭帯断裂形成手術等	9
	イ 水頭症手術等	0
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ 尿道形成手術等	0
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	0
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3に分類される手術	ア 上顎骨形成術等	0
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ 母指化手術等	0
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	2
	キ 同種死体腎移植術等	0
区分4に分類される手術		10
その他の区分に分類される手術	ア 人工関節置換術	7
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	1
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
	オ 経皮的冠動脈形成術	0
	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	0
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	0
	急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0	
その他のもの	0	